

○厚木市母子家庭等児童就学祝金支給規則

昭和51年3月20日
規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、母子家庭等の児童が小学校若しくは中学校に入学し、又は中学校を卒業し、若しくは修了することを祝い、就学祝金を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(昭60規則4・全改、平29規則30・一部改正)

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 母子家庭等 次のいずれかに該当する者が現に児童を養育(児童と同居して、当該児童を監護し、かつ、その生活を維持していることをいう。以下同じ。)している家庭をいう。

ア 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。イにおいて同じ。)と離婚し、又は死別した者であつて、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。イにおいて同じ。)をしていないもの

イ 配偶者の生死が明らかでない者であつて、現に婚姻をしていないもの

ウ ア又はイに準ずる者であると市長が認めた者

(2) 小学校 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第1条に規定する小学校(同条に規定する義務教育学校の前期課程を含む。)及び特別支援学校の小学部をいう。

(3) 中学校 法第1条に規定する中学校(同条に規定する義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)及び特別支援学校の中学部をいう。

(昭60規則4・全改、平13規則30・平19規則9・平28規則5・平29規則30・一部改正)

(支給要件)

第3条 就学祝金は、小学校若しくは中学校に入学し、又は中学校を卒業し、若しくは修了する予定のある母子家庭等の児童で、入学し、又は卒業し、若しくは修了する予定の年の3月1日(以下「基準日」という。)に市内に住所を有するものを養育している者に対して支給する。

(昭60規則4・全改、平8規則2・平29規則30・一部改正)

(就学祝金の額)

第4条 就学祝金の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 小学校に入学する児童1人につき10,000円

(2) 中学校に入学する児童1人につき13,000円

(3) 中学校を卒業し、又は修了する児童1人につき15,000円

(昭55規則17・昭56規則12・昭59規則19・昭60規則4・平29規則30・一部改正)

(支給の申請及び決定)

第5条 就学祝金の支給を受けようとする者は、就学祝金支給申請書に戸籍謄本等の母子家庭等であることを証する書類を添えて基準日までに市長に申請しなければならない。ただし、基準日までに申請できない特別の事情がある場合は、この限りでない。

2 市長は、前項に規定する書類により証明する事項を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは、就学祝金支給決定通知書により申請者に通知するものとする。

(昭56規則12・昭59規則19・昭60規則4・平8規則2・平29規則30・平31規則13・一部改正)

(支給)

第6条 就学祝金は、3月末日までに支給する。ただし、基準日までに申請できない特別の事情がある場合は、この限りでない。

(昭56規則12・平8規則2・平29規則30・一部改正)

(返還)

第7条 偽りその他不正な行為により就学祝金の支給を受けた者があるときは、市長は、その者から当該支給を受けた額を返還させることができる。

(昭59規則19・一部改正、平8規則2・旧第8条繰上)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年規則第17号)

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年規則第12号)

1 この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の厚木市母子家庭等児童就学祝金支給規則の規定は、昭和57年度以降に入学する児童に係るものについて適用し、昭和56年度に入学する児童に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(昭和59年規則第19号)

1 この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の厚木市母子家庭等児童就学祝金支給規則の規定は、昭和60年度以降に入学する児童に係る就学祝金の支給について適用し、昭和59年度に入学する児童に係る就学祝金の支給については、なお従前の例による。

附 則(昭和60年規則第4号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の厚木市母子家庭等児童就学祝金支給規則は、昭和60年度以降に入学する児童に係る就学祝金の支給について適用する。

附 則(平成8年規則第2号)

1 この規則は、平成8年3月1日から施行する。

2 この規則による改正後の厚木市母子家庭等児童就学祝金支給規則の規定は、平成8年度以後に入学する児童に係る就学祝金の支給について適用する。

附 則(平成13年規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年規則第9号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第5号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年規則第30号)

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則(平成31年規則第13号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。